

平成 18 年 No.16

東京学芸大学教務委員会規程等の一部を改正する規程

改正理由

副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

なお，職の廃止による必然的な改正なので，教育研究評議会等には諮らずに，決裁により処理する。

東京学芸大学教務委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年 3 月24日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成18年規程第13号

- (1) 東京学芸大学教務委員会規程（平成11年規程第 4 号）
- (2) 東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（平成16年規程第11号）
- (3) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第 5 号）
- (4) 東京学芸大学就職委員会規程（昭和56年規程第 6 号）
- (5) 東京学芸大学学部入試委員会規程（昭和41年規程第18号）
- (6) 東京学芸大学大学院教育学研究科入試委員会規程（平成16年規程第 6 号）
- (7) 東京学芸大学短期留学プログラム実施委員会規程（平成14年規程第11号）

東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成18年 3 月24日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項の一部を改正する
要項

東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項（昭和 53 年 10 月 4 日代議員会決定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第8条 副学長（教育等担当）は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べる ことができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができ る。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第8条 副学長（教育等担当）<u>及び副学長補佐</u>は，必要に応じて委員会に出席 し，意見を述べることができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができ る。 〔省略〕

東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第8条 副学長（教育等担当）は，委員会に出席し，意見を述べることができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第8条 副学長（教育等担当）<u>及び副学長補佐</u>は，委員会に出席し，意見を述べる ことができる。 〔省略〕

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第8条 副学長（教育等担当）は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べる ことができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くこと ができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第8条 副学長（教育等担当）<u>及び副学長補佐</u>は，必要に応じて委員会に出席 し，意見を述べることができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くこと ができる。 〔省略〕

東京学芸大学就職委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第6条 副学長（教育等担当）は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べる ことができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができ る。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第6条 副学長（教育等担当）<u>及び副学長補佐</u>は，必要に応じて委員会に出席 し，意見を述べることができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができ る。 〔省略〕

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第7条 副学長（教育等担当）は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べる ことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第7条 副学長（教育等担当）<u>及び副学長補佐</u>は，必要に応じて委員会に出席 し，意見を述べることができる。 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科入試委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第7条 副学長（教育等担当）は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べる ことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第7条 副学長（教育等担当）<u>及び副学長補佐</u>は，必要に応じて委員会に出席し， 意見を述べるができる。 〔省略〕

東京学芸大学短期留学プログラム実施委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第12条 副学長（教育等担当）は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べることができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第12条 副学長（教育等担当）<u>及び副学長補佐</u>は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べることができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。 〔省略〕

東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項の一部改正について

改正理由：副学長補佐の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第6 副学長（教育等担当）は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べる ことができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くこと ができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （副学長等の出席） 第6 副学長（教育等担当）<u>及び副学長補佐</u>は，必要に応じて委員会に出席し， 意見を述べるることができる。 2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くこと ができる。 〔省略〕